

3-5 給食室から

(1) 学校給食について

学校給食のねらいは、望ましい食生活の確立・児童の栄養改善・健康増進を図ることです。これらのねらいを達成するために児童一人当たりの平均栄養所要量基準（市川市の基準値）を参考にして、献立を立てています。より詳しい内容を保護者の方対象のPTA主催試食会でお話しています。機会があれば、是非ご参加下さい。

(2) 給食費の対応

令和3年度から行われる公会計化に伴い4種類に分かれます。

①完全給食②主食おかずのみ（牛乳を除く全てのもの）③牛乳のみ④提供なし

※1食263円。

(3) 給食の実施状況

①給食形態・・・週5回の完全給食です。

②主な給食の内容

○米飯・・・週4回実施 食育交流事業の取組の一つとして、会津産コシヒカリで白飯、炊き込みご飯等を実施。

○パン・・・月1～2回程度実施。食パン・コッペパンを基本とし、甘納豆パン・黒糖パン等の加工パンを使用。

○麺類・・・月1～2回程度実施。スパゲッティ、うどん、中華麺等。

(4) 給食当番について

毎週順番に配膳を行います。

○持ち物・・・給食袋・マスク

【お願い】白衣は1週間の終わりに、その週の当番が持ち帰り洗濯・アイロンをして翌週の当番に引き継ぎます。

(5) 食物アレルギー対応について（市川市学校給食における食物アレルギー対応参照）

○対応の内容

- ①毎年行うアレルギー面談後、アレルギー対応児童の詳細や対応内容等が記載する「食物アレルギー対応 取り組みプラン」の作成及び保管。
- ②来月の対応を日にち別に記載した「対応チェック献立表」給食の使用食材を細かく示した「詳細献立表」の作成及びご家庭用・教室用に配布。
- ③除去食の実施。（除去が出来ないものはご家庭から弁当持参）

※除去食・・・市川市では「卵・乳・えび・かに」の4種類について除去食対応としています。（学校体制、調理場の作業環境、アナフィラキシーの有無等で対応できない場合もあります）完全除去になります。

○対応の決定

医師の診断を元に対応を決定します。対応を希望する場合は、かかりつけの医師やご家庭で記入して頂き、提出してもらう所定の書類一式をお渡しして、今後の説明をします。書類の提出がない場合、対応は出来ません。

食物アレルギーがある場合は、入学前に余裕をもって、学校に連絡及び書類提出をお願いします。（直前の申請の場合対応が遅れてしまう可能性があります。）

【提出書類】

- ①「学校生活管理指導表」（医師記入）
- ②「市川市学校給食食物アレルギー対応 実施申請書」（ご家庭記入）
- ③「食物アレルギー状況問診票」（ご家庭記入）
- ④「食物アレルギー給食対応 同意書」（ご家庭記入）
- ⑤「1年以内に行なったアレルギー検査の結果」（病院発行・初回の申請時は必須）